

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月28日
【会社名】	株式会社U B I C
【英訳名】	UBIC, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 守本 正宏
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目12番23号
【電話番号】	(03) 5463-6344 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 谷口 正巳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目12番23号
【電話番号】	(03) 5463-6344 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 谷口 正巳
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第10回新株予約権) その他の者に対する割当 1,570,000円 (新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額) 1,285,570,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券 (第10回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	1,000,000個 (新株予約権 1個につき 1株)
発行価額の総額	1,570,000円
発行価格	新株予約権 1個につき1.57円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年9月16日 (火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社U B I C 東京都港区港南二丁目12番23号
払込期日	平成26年9月16日 (火)
割当日	平成26年9月16日 (火)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 品川駅前支店 東京都港区港南二丁目16番2号

- (注) 1. 第10回新株予約権証券 (以下、「本新株予約権」といいます。) の発行については、平成26年8月28日 (木) 開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「買取契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
3. 平成26年8月28日 (木) 開催の取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「買取契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 本新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。
5. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。）
新株予約権の目的となる株式の数	<p>本新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株）とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の総数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,284円とする（以下「当初行使価額」という。）。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)または本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。)目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>1,240,000,000円 (注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成26年9月16日(当日を含む。)から平成27年3月25日(当日を含む。)までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 行使請求の受付場所 株式会社U B I C 東京都港区港南二丁目12番23号</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 品川駅前支店 東京都港区港南二丁目16番2号</p>

新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり1.57円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使許可

割当予定先は、本新株予約権の引受けに関して当社と締結する買取契約（以下、1新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）において「本買取契約」といいます。）に従って当社に対して本新株予約権の行使にかかる許可申請書（以下、「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該許可書の受領日当日から20営業日の期間（以下、「行使許可期間」といいます。）に、当該許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は1,000,000個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可にかかる本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、割当予定先は当該期間の満了又は当該行使許可にかかる本新株予約権の全部の行使完了まで新たな行使許可申請書を提出することができません。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて同欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとしします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

3. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

4. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

5. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,285,570,000	7,600,000	1,277,970,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行に際して払込まれる金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合において、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額）を合算した金額であります。
2. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり1,277,970,000円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
海外および国内の事業拡大のための資本（M&A、業務提携）	1,100	平成26年9月から 平成28年3月まで
研究開発費用	178	平成26年9月から 平成28年3月まで

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(募集の目的及び理由)

当社は、下記「（資金調達の目的）」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「（募集又は売出しに関する特別記載事項）(2) 本新株予約権の導入の理由（メリット）」に記載されるように、本新株予約権は機動的な資本調達枠の確保、株主価値の希薄化抑制や将来の株価上昇局面における資金調達実行という観点から当社として最良の選択と判断し、本新株発行により資金調達を行おうとするものであります。

(資金調達の目的)

当社は、電子データ中心の調査を行うコンピューターフォレンジック調査サービス、法的紛争・訴訟の際の電子データや書類の証拠保全および調査・分析を行い証拠開示支援をする海外訴訟対策支援（ディスカバリ支援サービス）を提供するリーガルテクノロジー関連事業を行っております。当社は、平成25年5月に日本企業として14年ぶりに米国ナスダック市場に上場し、東京証券取引所マザーズと両方の上場企業となりました。

当社は、設立以来、不正調査や訴訟支援を通して、膨大な非構造化データ（ビッグデータ）を解析する人工知能技術を継続的に開発し、技術開発を軸に発展を遂げてきました。その過程で、ビッグデータの中から価値のあるデータを見つけ出すためには従来の情報科学だけではなく人間の感覚が極めて重要であることが分かりました。そこで、人の行動・思考パターンを解析する行動科学と統計学やデータマイニングなどを駆使した情報科学を組み合わせたコンセプト「行動情報科学」を提唱し、独自の解析手法を確立しました。その結果、今では、当社のデータ解析人工知能「Virtual Data Scientist」（バーチャル・データ・サイエンティスト）に、人間の経験や感覚に基づく言語化されない知識「暗黙知」を搭載することが可能になり、医療、安全保障、M&Aなど様々な分野で専門家の「暗黙知」を活用したデータ解析事業を展開することが可能になり、拡大成長のための準備が整ってまいりました。

一方、米国において企業を対象とした訴訟の件数は増加の一途をたどっており、近年では米国企業だけでなくグローバルにビジネスを展開する多くのアジアの企業が訴訟に巻き込まれています。同時に、証拠開示における電子データの占める割合は年々増えています。データの量だけでなく、データ種別、記憶媒体、データの形態などは多岐にわたり、その複雑さは増えています。このような背景から、米国のTransparency Market Research社が最近発表した調査資料ではeディスカバリの市場は2020年には\$15.65 Billion(約1兆6千億円)に到達すると予想されています。すなわち、2013年の市場規模\$5.65 billionをベースに2014年から2020年の7年間で15.5%の成長率(CAGR)で市場が拡大することがレポートされています。

このような状況下、当社は、海外および国内の事業の拡大を加速させるために、米国や国内の企業を中心に株式を取得するなど、複数のeディスカバリ企業を含む情報解析関連企業を対象として資本、M&A、業務提携を進める計画です。今後、これらの技術を既存の事業である訴訟や不正調査の分野だけでなく、多様な情報解析分野へ応用し、日本国内、海外ともに事業展開を進めていきます。

当社はこれまでグローバル展開を最優先事項としてきましたが、訴訟大国である米国での事業拡大を進めるには、技術的な優位性だけでなく業界またはクライアントのニーズに合ったサービスを提供する高い営業力およびサポート力が重要と考えております。米国での販売基盤強化を図るために、今後、米国や日本国内の企業を中心に株式を取得するなど、複数のeディスカバリ企業を含む情報解析関連企業を対象として資本・事業提携、M&Aを積極的に推進していく予定です。

また、当社は、既存の技術を生かして医療や特許を含む様々な分野で活用できる製品の研究開発を進めます。これらの研究開発活動を効率的に実施するために、当社の既存事業とシナジーが見込める分野における優秀な技術を有する他社との業務提携やM&Aを行い研究開発の加速と競争力の強化を図ります。

当社はこれらの業務提携やM&Aに必要な資金を調達する目的で、ドイツ銀行ロンドン支店に対する第三者割当による新株予約権(以下、「本新株予約権」)の発行を行います。さらに、M&A後の社内インフラの整備や、事業拡大に伴う既存のデータセンターや社屋等設備の増強、人員の補給など、一時的に運転資金が増加することが予想されます。これら、他社との業務提携に伴い必要となる運営費用やM&A後のM&A対象会社の運営資金に本プログラムの発行により調達する資金を充当する予定です。

(手取金の具体的な使途)

海外および国内の事業拡大のための資本(M&A、業務提携)

当社は、創業から訴訟支援事業で培った経験と実績に基づいた独自のコンセプトを「行動情報科学」と提唱し、人工知能に人間の行動科学を学習させた「Virtual Data Scientist」(バーチャル・データ・サイエンティスト)の自社開発に成功し、世界に先駆け人工知能応用技術で電子メール監査製品「Lit i View EMAIL AUDITOR」(リット・アイ・ビュー・イーメール・オーディター)のサービス提供を平成26年4月に開始しました。今後、これらの技術を既存の事業である訴訟や不正調査の分野だけでなく、様々な情報解析分野での活用と事業展開を海外と国内で進めていきます。

当社は、これまでグローバル展開を最優先事項としてきました。訴訟大国である米国での事業拡大を進めるには、技術的な優位性だけでなく、業界またはクライアントのニーズに合ったサービスを提供する高い営業力およびサポート力が重要と考えております。米国での販売基盤強化を図るために、今後、米国や日本国内の企業を中心に株式を取得するなど、複数のeディスカバリ企業を含む情報解析関連企業を対象として資本・事業提携、M&Aを積極的に推進していきます。当社のフォレンジックツール「Lit i View XAMINER」に続き、「Lit i View EMAIL AUDITOR」には既にアジアで受注・運用開始の実績や複数の引き合いがあり、今後の拡大が期待されています。その一方で、フォレンジック先進国である米国の市場では当社の認知度はまだ十分に高まっておらず、優位性を誇るアジア言語分析力やPredictive Codingを駆使したこれらの製品の販売の拡大には時間を要します。資本・事業提携、M&Aによりこれらの製品販売の拡大が加速し、当社の米国におけるフォレンジック事業の基盤が堅固なものとなることも期待できます。

また、既存事業とシナジーが見込める分野における優秀な技術を有する他社との業務提携やM&Aを行い、研究開発の加速と競争力の強化を図ります。

当社は、既に日本国内、海外あわせて複数の候補を選定しており、契約面等の諸条件が整い次第、公表する予定です。いずれの案件についても1社あたり5億円から20億円規模の投資を予想しています。

ただし、交渉がどのような結果にいたるのかを現時点で予測することは非常に困難であり、場合によっては、本新株予約権により調達を計画している11億円を下回る可能性もあります。また、複数の候補があるため、資金が必要になるタイミングなども見通しがきかない部分が多くあります。このような使用用途の性格を考慮すると、段階的な資金調達が可能な本プログラムとの親和性が高いと考えています。

研究開発費用

当社は設立以来、不正調査や訴訟支援を通じて膨大な非構造化データ(ビッグデータ)を解析する人工知能技術を継続的に開発してきました。その技術を生かして医療や特許を含む様々な分野で活用できる製品の研究開発を進めます。

なお、情報解析技術を用いた製品の開発、製造、販売等の事業は平成26年6月24日に開催された定時株主総会において定款一部変更の件として決議されております。

その他の運転資金

M&A後の社内インフラの整備や、事業拡大に伴う既存のデータセンターや社屋等設備の増強、人員の補給など、一時的に運転資金が増加することが予想されます。これら他社との業務提携に伴い必要となる運営費用やM&A後のM&A対象会社の運営資金に本プログラムの発行により調達する資金を充当する予定です。

- (注1) 候補企業との資本・業務提携、M&A交渉が不調に終わった場合には、当社は、本新株発行により調達した資金を、自社で海外と国内の販路の拡大および研究開発を推進するために活用いたします。本新株予約権による資金調達ニーズの必要性がなくなった場合、2回目以降の割当を見送ることもあります。また、計画していた調達額が減少した場合には、資本・業務提携、M&Aの計画・手法について再検討を行います。
- (注2) 本新株予約権による調達額 1,286百万円は「海外および国内の事業拡大のための資本(M&A、業務提携)」および「研究開発費用」に充当する予定であります
- (注3) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
- (注4) 本新株予約権の差引手取概算額は、1,278百万円です。手取金の使途「海外および国内の事業拡大のための資本(M&A、業務提携)」は86%を構成し、「研究開発費用」は14%を構成します。それぞれの支出予定期間は上記の記載に準じます。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	ドイツ銀行(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
	本店の所在地	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12 (Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 平成26年6月27日 (2013年度(自平成25年1月1日至平成25年12月31日)) 有価証券報告書(2013年度)の訂正報告書 平成26年6月27日 半期報告書 平成25年9月27日 (2013年度中(自平成25年1月1日至平成25年6月30日))
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、様々な資金調達先を検討して参りましたが、当社とドイツ銀行ロンドン支店とのあっせんを行うドイツ証券株式会社より提案を受けた本新株予約権および本新株予約権の発行による資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向および資金需要動向に応じた機動的な新株発行および株価上昇局面における本新株予約権の行使による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。本新株予約権と他の資金調達方法を比較した場合、例えば公募増資は当社が必要とする規模の資金を調達するためには短期間において大幅な希薄化が起こり、当社のニーズに合致するものではないと考えられます。

なお、ドイツ証券株式会社から本新株予約権の提案を受けた経緯としましては、当社で資金調達を検討している時期に本新株予約権および本新株予約権による資金調達の提案を受け、他の資金調達手法とも比較した結果、これに応じることにしました。また、ドイツ証券株式会社の提案を受けた理由については、当社が資金調達の時期を事前に予定でき、必要に応じて当社の判断により1,000,000株単位での割当が可能で、その時点の時価に基づく発行価格で速やかに払い込まれる仕組みが、当社が検討している資金調達の計画に近いと判断したためです。

その中で、ドイツ証券株式会社から提案を受けた商品性や同種の手法で上場企業の資金調達をサポートしてきた過去の実績、世界各国に拠点をもち、98千人規模の従業員を抱える等の割当予定先のグローバルネットワーク等を総合的に勘案して決定いたしました。

上記のようにドイツ銀行ロンドン支店は、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有するものと認識しております。

(注) 本割当は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

ドイツ銀行ロンドン支店：新株予約権の目的である株式の総数1,000,000株

e. 株券等の保有方針

割当予定先は、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株予約権の行使により得た株式を保有する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

ドイツ銀行ロンドン支店からは、本新株予約権の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、ドイツ銀行の直近の財務諸表等から、連結純資産額は68,401百万ユーロ(約93,668億円、換算レート 1ユーロ136.94円(平成26年8月27日の仲値))(連結、平成26年6月30日現在、未監査)と確認しているほか、当該資金の払込みについては本買取基本契約においてドイツ銀行ロンドン支店の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所および米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin))の監督および規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行(Bank of England)(ブルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority))および英国金融行為監督機構(Financial Conduct Authority)の監督および規制を受けております。

当社は、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等でドイツ銀行の属するグループが諸外国の監督および規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社ならびにその役員が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「反社会的勢力」といいます。)ではなく、かつ、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

なお、当社とドイツ銀行ロンドン支店とのあっせんを行うドイツ証券株式会社は第一種金融商品取引業者、東京証券取引所の総合取引参加者である等により、同社並びにその役員が反社会的勢力ではなく、かつ、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であります。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項およびドイツ銀行ロンドン支店との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計)に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較および検討を実施したうえで、一定株数および一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、ならびに本新株予約権の発行要項および割当先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、本スキームにおける行使許可条項に関しては、当社が資金調達を優先しつつより高い行使価額水準での権利行使が促進されるような行動をとることを仮定するとともに、取得条項については行使されないことを前提として評価を行っています。一方、割当先の権利行使行動としては、当社からの行使許可が得られた場合には出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使が行われることを仮定しています。割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使して得た株式の処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲内で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を1.57円とし、本新株予約権の行使価額は、平成26年8月27日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額としました。

本新株予約権の発行価額および行使価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲内で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本新株予約権の発行については、監査役3名全員(うち社外監査役3名)から、上記算定根拠に照らした結果、有利発行に該当しない旨、並びに (i)固定行使価額であるため、仮に将来において株価が急落した場合でも当初の予測を超えて希薄化が促進されることはないこと、(ii)原則として当社の行使許可をもって行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めがかかること、及び(iii)株価動向に関わらず最大交付株式数が限定されていることから、少数株主に対して一定の配慮がなされている資本調達手段である旨の意見表明を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数の合計は1,000,000株(議決権10,000個)であり、平成26年8月28日現在の当社発行済株式総数34,411,360株および議決権個数344,113個を分母とする希薄化率は2.9%(議決権2.9%)に相当します。

しかしながら、本新株予約権は原則として当社の行使許可をもって行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、本新株予約権の発行およびドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使による資金調達により当社グループの営業基盤の拡大及び財務基盤の安定につながるものと考えております。

上記内容により当社グループの企業価値が向上することは、既存の株主の皆様利益向上に資するものと考えており、当社としては、本第三者割当により一時的な株式の希薄化は生じるものの、中長期的な観点からは株主の皆様の利益の向上につながるため、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を買入取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、当社株式の現在の流動性を考慮した場合、上記発行数量は、市場で十分に消化可能であると考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権数の 割合 (%)
守本 正宏	東京都港区	6,920,400	20.11	6,920,400	17.56
株式会社フォーカスシステム	東京都品川区東五反田2丁目7-8	2,984,720	8.67	2,984,720	7.57
池上 成朝	東京都港区	2,722,400	7.91	2,722,400	6.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京中央区晴海1丁目8-11	2,302,500	6.69	2,302,500	5.84
ドイツ銀行	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ 12	-	-	1,000,000	2.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京港区浜松町2丁目11-3	1,701,200	4.94	1,701,200	4.32
ザバンクオブニューヨークメロンアズデジタルバンクフォーデジタルリースホルダーズ(常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	643,980	1.87	643,980	1.63
林 純一	東京都墨田区	600,000	1.74	600,000	1.52
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント(常任代理人株式会社みずほ銀行決裁営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月 島4-16-13)	600,000	1.74	600,000	1.52
神林 忠弘	新潟県新潟市中央区	429,800	1.25	429,800	1.09
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2-10	293,600	0.85	293,600	0.74
計	-	19,198,600	55.79	20,198,600	51.25

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成26年3月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. ドイツ銀行ロンドン支店の「割当後の所有株式数」は、割当前の所有株式数に、本新株予約権により発行される新株式の発行数を全て保有するものと仮定して加算した数となります。ドイツ銀行ロンドン支店は、本新株予約権により発行される新株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条は、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定めていますので、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできません。
3. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は平成26年3月31日現在の所有株式数を基に、(1)ドイツ銀行ロンドン支店が本新株予約権により発行される新株式を全て保有し、かつ(2)本件の他に新株式発行・自己株式処分・自己株式取得を行わないと仮定した場合の数値となります。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を切り捨てております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
平成26年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期第1四半期 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
平成26年8月14日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日 (平成26年8月28日) までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年8月28日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書 (以下、「有価証券報告書等」という。) に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日 (平成26年8月28日) までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項を記載しておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社U B I C 本店
(東京都港区港南二丁目12番23号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。